



消防団員募集



消防本部消防総務室（消防団事務局）

☎ 2072

消防団とは

その地域に「住んでいる」「働いている」人たちが、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づいて構成される市町村の消防機関で、普段はサラリーマンや自営業など自分の仕事を持ちながら、災害発生などの非常時には自宅や職場から災害現場へ駆けつける非常勤特別職の地方公務員です。

入団できるかた

消防団には、18歳以上で市内に住んでいるか勤務しているかたなら性別を問わず入団できます。

活動内容

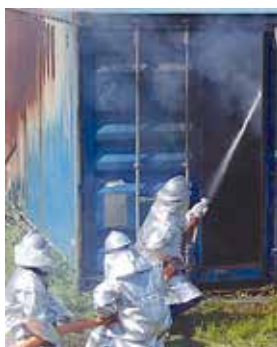
火災現場での消火活動、台風や地震などの自然災害が発生したときの救助活動、避難誘導、警戒活動などをおこないます。

災害時以外にも災害対応のための訓練、機材の点検整備や水防設備の点検、予防広報など、災害時以外にも地域のための活動をおこなっています。

活動紹介



出初め式祝賀放水



消火訓練



待遇

報酬など

階級に応じた年報酬や、災害や訓練などの活動に応じた手当が支給されます。

手当の一例

活動の種類(例)	手当額
災害出動	8,000円
台風警戒	3,000円
研修	2,000円
器具点検	1,000円

階級	報酬(年額)
団員	36,500円

公務災害補償

消防団活動中に負傷・死亡した場合などの補償制度があります。

退職報償金

5年以上勤務して退団されたかたには期間・階級に応じた退職報償金が支払われます。

女性消防団員も活躍

鳥羽市消防団には女性も入団しており、活躍しています。女性消防団員も募集していますので、入団希望や質問などがありましたら、消防本部へ問い合わせてください。

災害支援団員制度

大規模災害時や昼間の火災など、基本団員のみでは人手不足が生じる場合に出動し、活動の支援をおこなう機能別団員制度です。

入団資格

消防団員OB、消防職員OB(1年以上の経験を有する者)

報酬 6000円(年額)

出動手当、退職報償金は基本団員と同額支給。公務災害も補償されます。

入団申し込みについて

鳥羽市消防団は地域別に分けられています。入団後は地域の分団に所属し、活動します。入団するには、地域の分団に申し込みをしていただくか、消防本部に相談してください。